平成２１年（フ）第９６１号
兵庫県加古川市神野町日岡苑３―54、住民票上の住所兵庫県加古川市別府町新野辺北町１丁目48番地
破産者　小椋　俊行
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６５０号
兵庫県高砂市阿弥陀１丁目６番１―２号、開始決定時の住所兵庫県高砂市曽根町1009番地の４
破産者　杉本　高秋
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７４９号
兵庫県姫路市田寺東４丁目25番７号
破産者　中島　貫爾
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１６８号
兵庫県姫路市安田３丁目116番地ハッピーコート駅南大路603、従前の住所兵庫県加古川市加古川町美乃利137番地の２　101
破産者　福岡　治久
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５９号
岩手県北上市柳原町３丁目12番５号　ブラッサムＣ棟、前住所岩手県北上市上野町２丁目25番34号
破産者　佐藤　　茂
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第６２２号
石川県かほく市宇野気ニ38番地５、開始決定時の住所石川県かほく市外日角イ５番地６
破産者　髙井　正光
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５６６号
愛知県一宮市緑５丁目２番22―401号　モアグレース緑Ⅴ
破産者　横山よし子
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５５２号
長野県茅野市中大塩５番地11、開始決定時の住所滋賀県大津市大石東５丁目20番４号
破産者　櫻木　一志
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６２号
大津市苗鹿２丁目10番３号
破産者　安本造園こと　安本　　浩
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７９号
長崎県長崎市南山手町８番64号
破産者　久木野憲司
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９４号
長崎県長崎市八景町13番22号
破産者　山村　隆二
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６号
大分県中津市本耶馬渓町西谷809番地
破産者　向井日出丸
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４８号
奈良県桜井市大字山田359番地の１
破産者　嶋田　義則
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１８４号
神戸市東灘区魚崎西町４丁目２番52号　灘ハイツ205号、開始決定時の住所神戸市東灘区魚崎西町２丁目２番１―312号
破産者　肥後　健治
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８７号
仙台市若林区６丁目字柳堀27番地　ホリエマンション102
破産者　長塚　　誠
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６３３号
宮城県宮城郡利府町加瀬字南野中沢43番地８
破産者　若生　隆信
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１８号
仙台市泉区南光台東１丁目43番22号
破産者　松田　洋子
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係